

第12章 放射性物質対策

【基本方針】

- | | | |
|--------|-----|----------------------|
| 【予防対策】 | 第1節 | 情報連絡体制の整備 |
| | 第2節 | 区民への情報提供等 |
| | 第3節 | 放射線等使用施設の安全化（再掲） |
| 【応急対策】 | 第1節 | 情報連絡体制 |
| | 第2節 | 区民への情報提供等 |
| | 第3節 | 放射線等使用施設の応急措置（再掲） |
| | 第4節 | 核燃料物質等輸送車両等の応急対策（再掲） |
| 【復旧対策】 | 第1節 | 保健医療活動 |
| | 第2節 | 放射性物質への対応 |
| | 第3節 | 風評被害への対応 |

基本方針

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約 220km 離れている江東区においても様々な影響を受けた。この経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、区民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするような対策を取る必要がある。

本章では、放射性物質対策について、区の初動態勢と区民の不安の払しょくと安全の確保を図るために、迅速・的確な情報提供等について示す。

■関係部課等の連携による情報連絡体制の整備

区各部課及び関係機関相互の連絡体制を整備する。また、都と連携を図り、より機能的に対応できる体制づくりに努める。

■情報提供策の構築

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという特殊性から、区民の不安払しょくのための情報提供策を構築する。

予防対策

第1節 情報連絡体制の整備

(区総務部・健康部・環境清掃部)

区は今後、区内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する（詳細は、本章 応急対策を参照）。

第2節 区民への情報提供等

(区政策経営部・総務部・健康部・環境清掃部)

国や都、区との役割分担を明確にした上で、必要な情報提供体制を整備する。

防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、難病患者、外国人、乳幼児その他の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、男女双方など多様な性の在り方の視点に十分に配慮するよう努める。

区の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

第3節 放射線等使用施設の安全化（再掲）

(区総務部、深川・城東両消防署)

消防署は、放射性物質を保有する施設に対し、火災予防条例第59条により、その品名、数量その他貯蔵、取扱いに関し消防活動上必要な事項の届出について指導する。また、消防法第8条に該当する事業所に対しては、消防計画を樹立し、自衛消防隊及び自衛消防組織を強化することにより、防火管理を中心とした自主保安体制を確立するよう指導する。

また、立入検査を実施して、消防用設備等や自衛消防活動中核要員の活動に必要な装備について、維持管理状況を確認し災害に対処できるよう指導する。

応急対策

第1節 情報連絡体制

(区総務部・健康部・環境清掃部)

放射性物質等による影響が生じた際に、円滑かつ的確に対応できる区の体制を整備する。また、都災害対策本部の下に設置される放射能対策チーム等と連携を図るとともに、迅速かつ正確な情報収集に努める。

第2節 区民への情報提供等

(区健康部・環境清掃部)

区は、放射線量や放射性物質の測定・査定の実施及びその内容、結果を公表する。また、都の放射能対策チームが実施するモニタリング等により得られた情報提供を行う。

第3節 放射線等使用施設の応急措置（再掲）

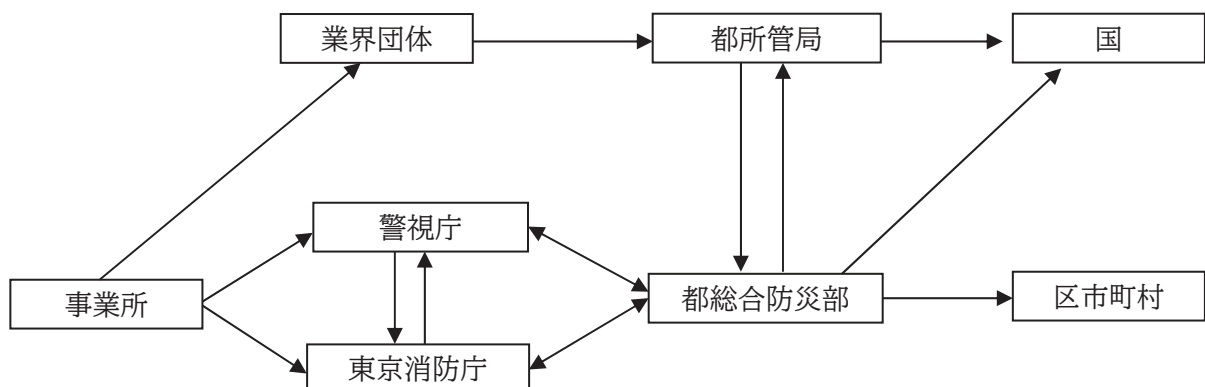
(区総務部、第七消防方面本部、深川・城東両消防署)

東京消防庁は、放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置をとるよう使用者に要請する。

- ① 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
- ② 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

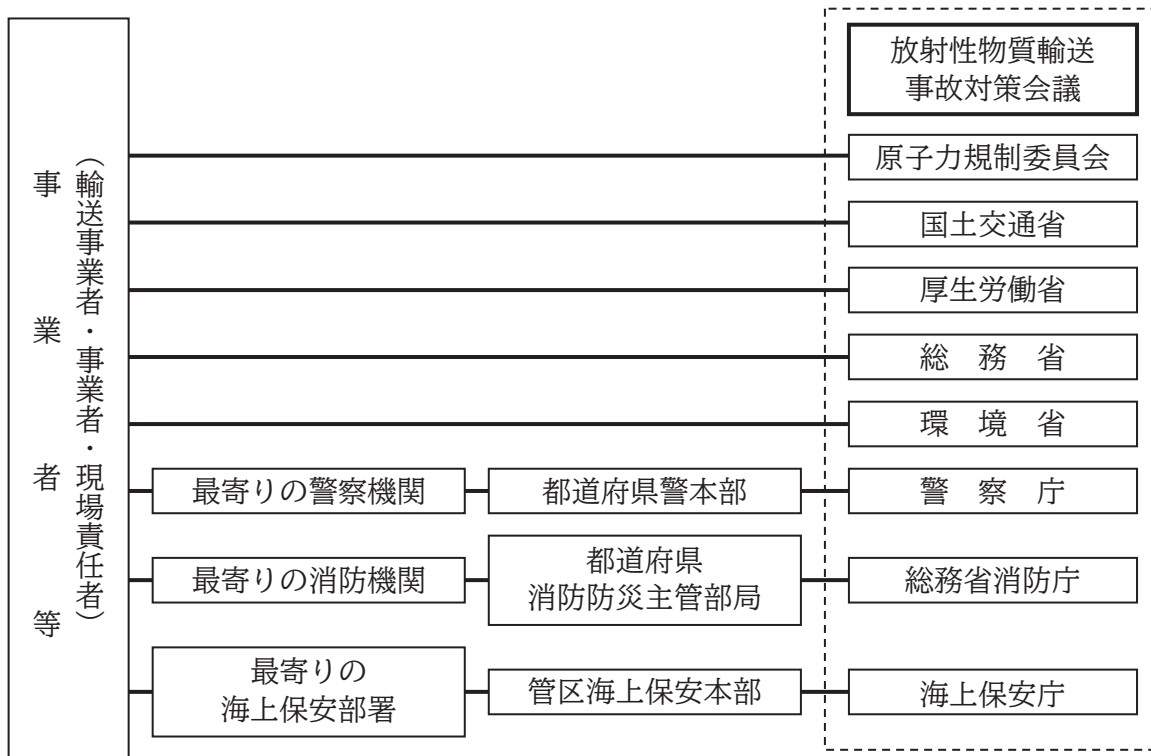
また、事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

【一般的な事故報告等の流れ】



第4節 核燃料物質等輸送車両等の応急対策（再掲）

（区総務部、東京海上保安部、第七消防方面本部、深川・城東両消防署）



東京消防庁が事故の通報を受けた場合は、直ちにその旨を都総務局に通報するとともに、事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

復旧対策

第1節 保健医療活動

(区健康部)

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における区民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

- 健康相談に関する窓口の設置
- 外部被ばく線量等の測定

区は、区民の求めに応じ、公立病院、保健所において外部被ばく線量等の測定等を実施する。

第2節 放射性物質への対応

(区健康部・環境清掃部)

除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

第3節 風評被害への対応

(区政策経営部・地域振興部)

風評等により工業製品等が購入されず経済的な被害が生じる。このような風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し発信する。

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

